



栃木県公報

平成26年
3月27日(木)
号外
第15号

目次

条 例

○栃木県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部改正..... 1

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部改正（栃木県条例第32号）

- 1 基金の設置の目的に、在職者の処遇の改善を図ることを追加することとしました。（第1条関係）
- 2 条例の有効期限を平成29年3月31日まで延長することとしました。（附則第2項関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

栃木県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三十二号

栃木県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

栃木県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年栃木県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の創出」の下に「並びに在職者の処遇の改善」を加える。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(労働政策課)